景観法一部改正に伴う北九州市景観計画の修正について

1　修正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号)」が制定されたことに伴い、景観法（以下「法」という。）が一部改正された。

北九州市景観計画において、景観法の条項を引用している部分があり、景観法の一部改正による条項ずれ等に伴い、北九州市景観計画の一部修正を行うもの。

2　修正の内容

今回の法改正により、「良好な景観の形成に関する方針」が必須事項（法第８条第２項）から削除され、定めることが望ましい事項として新設（法第８条第３項）された。それに伴い、法第８条第２項第３号から第５号に条項ずれが生じた。

そのため、北九州市景観計画の目次に参考付記している法律の引用条項を削除する。

なお、今回の景観法の一部改正により、既に策定している北九州市景観計画の内容に影響は生じない。

3　施行期日

告示の日

（理由）改正法が既に施行されており、速やかに施行する必要があるため。

（参考）　景観法新旧対照

新	旧
第８条　　略 ２　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （１）　　略 （２）～（４）　略 ３　前号各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。　【新設】	第８条　　略 ２　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （１）　　略 （２）景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針　【削除】 （３）～（５）　略